

輪島市監査公表第28号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年10月26日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成28年10月19日（水） 財政課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成28年度の監査資料（平成28年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成27年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○平成28年度決算分から、期末一括で複式仕訳の新公会計が公表されることとなっている。新公会計への移行のため資産台帳整備やシステム導入の準備など、様々な問題が山積していると思われる。さらに将来の市の状況を見通したまちづくりを検討していくうえで施設の集約・統廃合も必要となって来ると考えられる。今後とも、国の情報に注視しながら、交付税や地方債などの財政措置を十分考慮しながら、将来を見据えた健全な財政運営に尽力されるようお願いしたい。

○国、県の補助事業の中で、民間が市に協議をしないで、国や県に直接申請をし、補助金交付確定後に、市に対して後付けて補助申請を行うケースがみうけられる。民間が直接国や県に対して補助申請をしている内容を完全に把握することは困難な面もあるかと思われるが、各担当課からの事前の報告を受けるなど、市で事前把握できる方法を検討して頂きたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。